

平成26年(行ウ)第106号 損害賠償請求事件 (住民訴訟)

原 告 小林洋一

被 告 和泉市長

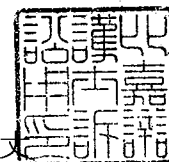
訴 訟 告 知 書

平成27年1月8日

大阪地方裁判所第2民事部合議1係 御中

告知人(被告)訴訟代理人

弁 護 士 比 嘉 廉



同 橋 本 匡



(当事者の表示)

〒594-1155 大阪府和泉市緑ヶ丘2丁目13番10号

原 告 小 林 洋 一

〒594-8501 大阪府和泉市府中町2丁目7番5号

告知人(被告) 和泉市長 辻 宏 康

〒541-0053 大阪府中央区本町3丁目5番7号 御堂筋本町ビル2階

大阪本町法律事務所(送達先)

TEL 06-4705-2882

F A X 0 6 - 4 7 0 5 - 2 6 8 7

告知人（被告）訴訟代理人

弁 護 士 比 嘉 廉 丈
同 橋 本 匡 弘

〒594-1151 大阪府和泉市唐国町1丁目5番26号

被告知人 辻 宏 康

〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目3番1-1200号

大阪駅前第1ビル12階

被告知人 医 療 法 人 徳 洲 会
大 阪 本 部
理 事 長 鈴 木 隆 夫

上記原告・被告ら間の平成26年（行ウ）第106号損害賠償請求事件（住民訴訟）について、告知人は、被告知人に対し、訴訟告知をする。

告知の理由

- 1 上記訴訟（以下「本件訴訟」という。）における原告の主張は、訴状のとおりである。
- 2 ところで、告知人が、万一、本件訴訟において敗訴すれば、和泉市長は被告知人らに対し金員を請求することができるものと思料するので、地方自治法第242条の2第7項に基づき本件訴訟告知をする。

訴訟の程度

本件訴訟は、大阪地方裁判所第2民事部合議1係において、平成26年7月2日に第1回口頭弁論期日が開かれ、その後、3回の弁論期

日が行われ、次回期日（弁論期日）が、平成27年2月20日午前1
1時00分と指定されている。